

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則

( 林 政 課 ) 二八三  
ページ

### 告 示

道路の供用開始

( 道 路 維 持 課 ) 二八五

建築基準法に基づく道路の位置指定

( 建 築 指 導 課 ) 二八五

道路の位置指定の廃止

( 同 ) 二八七

保安林の指定

( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 二八七

### 公 示

公共測量の実施

( 用 地 課 ) 二八七

公共測量の終了

( 同 ) 二八八

開発行為の工事の完了

( 建 築 指 導 課 ) 二八八

## 規 則

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県森林法施行細則（昭和五十三年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

「第五章 森林審議会（第十六条 第十八条）  
第六章 立入調査等（第十九条）」を「第五章 使用権設定（第  
十六章 第十七条）  
第十八条 第二十条」に改める。

「第二十一条」

第十九条中「第八十八条第三項」を「第八十八条第四項」に、「別記第十五号様式」を「別記第十五号様式とし、知事が委任する者が携帯する証票は別記第十六号様式」に改め、同条を第二十一条とし、第六章を第七章とする。

第五章中第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、同章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 使用権設定

（使用権設定に関する意見の聴取）

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 三 年 七 月 十 九 日

第 二 千 二 百 六 十 六 号

平 成 二 十 三 年 七 月 十 九 日

( 火 曜 日 )

第十六条 法第五十条第二項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によつて行つて、

2 法第五十条第四項に定める当事者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人一人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。

3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、意見を陳述させることができる。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、当事者又はその代理人の証拠の提示又は陳述について、その時間を制限することができる。

5 当事者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。

7 前二項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。

8 第四項の規定によりその証拠の提示若しくは陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて証拠の提示若しくは陳述をしたとき、又は第五項若しくは第六項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な行動をしたときは、議長は、その証拠の提示若しくは陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な行動をした者を退場とせしめることができる。

10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名捺印しなければならない。

(公示の方法)

第十七条 法第五十条第三項の規定による公示は、岐阜県公報に掲載して行つたものとす。

別記第十五号様式を次のとおり改める。

第15号様式(第21条関係)

(表)

身分証明書(職員用)		第 号
氏名		交付年月日
職名		有効期間
上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入つて調査等ができる者であることを証する。		写真
岐阜県知事 印		

(裏)

森林法技検

(立入調査等)

第188条 (略)

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて

損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

図記第 15 号様式(の次に次)の「様式」を記入せよ。  
第 16 号様式(第 21 条関係)

(表)

第 号  
交付年月日  
有効期間  
身分証明書(委任した者用)

住 所  
氏 名  
所 属(所属がある場合)

写真

上記の者は、森林法第 188 条第 2 項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証する。

岐阜県知事 印

(裏)

森林法技料

(立入調査等)

第 188 条 (略)

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 (略)

4 前 2 項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第 2 項又は第 3 項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

岐阜県告示第 399 号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するの旨を告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月十九日から一週間岐阜県国土整備部道路維持課及び岐阜県指整土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の年月日)
国道	中ノ川線 古川線	揖斐郡大野町大字瀬古字松九番地先地内	六六	平成 二二・七・九	平成 二二・二・五

岐阜県告示第 399 号

建設標準法(昭和二十五年法律第 121 号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五  
年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年月日
瑞穂市竹鼻町狐六字下ノ城一四八番四及び同番九	五〇〇	一三・七	岐建築第九号の一	平成 三・四・二〇
同 市福寿町本郷字牛部一四九五番六	四三三	一三・九	岐建築第九号の五	同 六・三〇
同 山県市大字高木字阿原一五九八番一三	五〇〇	一六・〇	岐建築第九号の一七	同 三・二・九
瑞穂市牛牧字茶屋道一一五七番六	四〇二	一三・〇	岐建築第九号の一九	同 四・二
同 市横屋字中吹三三八番四	四〇七	一五・〇	岐建築第八号	同
羽島郡岐南町若宮地三丁目一八一番六	五〇〇	一六・五	岐建築第八号の一	同 四・八
瑞穂市横屋字中吹三三〇番四	五〇〇	一四・九	岐建築第八号の二	同 五・六
本巢市下真桑字寺田七八番九	六〇〇	一三・六	岐建築第八号の四	同 五・〇
瑞穂市穂積字領下分八八番一三	四〇〇	一四・七	岐建築第八号の五	同 六・六
同	四〇〇	一〇・七	同	同
本巢市政田字下西浦一九八二番九	六〇〇	一〇・五	岐建築第八号の六	同 六・〇
羽島郡笠松町長池字宮代二六番四	四三三	一四・五	岐建築第八号の七	同 六・六
瑞穂市馬場前畑町三丁目一五番四	四二六	一五・五	岐建築第八号の八	同 六・三

西濃建築事務所

位 置

幅員  
(メートル)

延長  
(メートル)

指定番号

指 定  
年月日

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年月日
揖斐郡池田町青柳字三之塚一六一番四	六〇〇	一三・六	西建築第一一五号	平成 三・四・二
安八郡安八町南今ヶ淵字河原三三五番五	六〇〇	一八・九	西建築第一一五号の一	同 六・四
揖斐郡大野町大字本庄字敷代三番一三	六〇〇	一五・八	西建築第一一五号の二	同 五・五
同 郡同 町大字上磯字北山二八七番一六	六〇〇	一五・〇	西建築第一一五号の四	同 五・三
同 郡池田町六之井字畑田七九八番二	六〇〇	一五・〇	西建築第一一五号の五	同 六・三
同 郡同 町青柳字村北三七番九	六〇〇	一五・三	西建築第一一五号の六	同

中濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年月日
関市小瀬字高井坪八九一番一五及び字一ノ門一一九番四〇	四〇〇	一五・四	中建築第三号の一〇	平成 三・四・四
加茂郡八百津町伊岐津志字井戸田一九三二番四	六〇〇	一四・九	中建築第四号	同 四・八
関市宮地町四番九	四〇〇	一四・八	中建築第四号の一	同 四・六
同市西田原字佐賀理二四九七番二、同番三、同番五、同番一、二四九八番五、同番六、同市大杉字香林庵六二三番四、同番九及び六二四番三〇	六〇〇	一七・八	中建築第四号の二	同 五・六
同市小瀬字小坂南九八八番七	六〇〇	一四・六	中建築第四号の四	同 五・三
同市仲町一四九番四	六〇〇	一四・六	中建築第四号の五	同 五・五
加茂郡富加町羽生字寺東二二四六番四	六〇〇	一五・三	中建築第四号の六	同

東濃建築事務所

位 置

幅員  
(メートル)

延長  
(メートル)

指定番号

指 定  
年月日

中津川市駒場字後洞一三五〇番一五	四・〇〇	二六〇	東建築第五五号	平成 三三・四・六
同 市中津川字細山二八七二番三九、二八九五番二二、同番二四、同番二九、同番三〇、二九一〇番八、同番一一、二八七二番三九地先法定外公共物(水路)及び二九一〇番八地先法定外公共物(水路)	四・〇〇	九六六	東建築第五五号の一	同 五・七
同 市茄子川字坂本一五一四番四二	六・〇〇	三三〇	東建築第五五号の二	同 六・七

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を、岐阜建築事務所長が次のとおり廃止したので、岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)第十二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	廃止番号	廃止年月日
本巣郡北方町加茂字村西二六〇番四	四・〇〇	三三・三	岐建築第九六号	平成 三三・六・一

(道路の位置を示す図面は、岐阜建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町三川字赤羽根二一六の一、二一一九の一、二二二〇の一
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

<p>同岐建築第三二号の三 同三三・五・二四</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・一・一九</p>	<p>同岐建築第三二号の一六 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の三 同三三・五・二四</p>	<p>同岐建築第三二号の一六 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・一・一九</p>
<p>同岐建築第三二号の七 同三三・五・三〇</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・一・一九</p>	<p>同岐建築第三二号の一六 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の三 同三三・五・二四</p>	<p>同岐建築第三二号の一六 同三三・三・一五</p>	<p>同岐建築第三二号の二 同三三・一・一九</p>
<p>岐阜県指令岐建築第二二 号の一九 平成二二・一一・一六</p>	<p>瑞穂市別府字花塚三ノ町二二二六番 一、二二二六番五及び二二二六番六</p>	<p>同 市本田字平塚一三三八番一及び一 三三八番五</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美</p>	<p>同</p>
<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘</p>	<p>同</p>

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成)

三 作業期間

平成二十三年六月二十八日から

同 年八月十日まで

四 作業地域

各務原市那加大東町ほか二町地内

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量(写真地図作成)

三 作業期間

平成二十二年十一月一日から

同 二十三年三月二十八日まで

四 作業地域

多治見市(九一・二四平方キロメートル)

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>同 岐 建 築 第 二 五 号 の 四 同 二 三 ・ 四 ・ 一 二 同 岐 建 築 第 三 二 号 の 八 同 二 三 ・ 六 ・ 二 二</p>	<p>本 巢 郡 北 方 町 高 屋 字 太 子 東 ノ 町 一 番 二 の 一 部 、 五 番 一 、 六 番 一 、 六 番 四 、 六 番 五 の 一 部 、 六 番 八 、 六 番 九 、 九 番 及 び 北 方 町 所 管 法 定 外 公 共 物 ( 水 路 )</p>	<p>道 路</p>	<p>同</p>	<p>岐 阜 市 忠 節 町 三 丁 自 五 八 番 地 株 式 会 社 プ ロ ワ ー ク 代 表 取 締 役 土 田 寛 好</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	----------	------------------------------------------------------------------------------

平成二十三年七月十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁  
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター